

介護職員等特定処遇改善加算

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたり取り組みが行われてきましたが「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この件を受け、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定のために、下記の要件を満たしている必要があります。

■ 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ◇ 現行の処遇改善加算 I~III を取得している事。
- ◇ 職場環境要件について、「① 資質の向上」「② 労働環境・処遇の改善」「③ その他」の区分で、複数の取り組みを行っていること。
- ◇ 処遇改善の取り組みについて見える化を行っていること。

■ 「見える化要件」とは

令和 2 年度からの算定要件で、処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、ホームページ等を活用して外部から見える形で公表する事になっています。

職場環境要件についての当事業所の取り組み

	職場環境要件項目	当事業所としての取組
①資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための大害職員確保を含む。)	資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助勤務シフトの考慮等を行う事により、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。各種研修受講については、断層別に職員を選抜し、計画的に育成を行っている。
②労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	特浴、リフト浴、電動ベッド(超低床ベッドを含む)を導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝、ミーティングを開き情報共有を徹底している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故防止委員会他、各種委員会の運営やマニュアルの作成を実施。
③ その他	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	・年次健康診断の実施 ・全館禁煙
	介護サービス情報公開制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	玄関、各フロアの入り口等に法人理念を掲示し、共有を図っている。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	地域の行事に参加し、児童や生徒、住民との交流を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。